

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、定款39条1項2号に基づき、この法人が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)一般寄付金 広く一般社会に向けて趣旨に賛同するものを募り、募金活動を行うことにより受領する寄付金。
 - (2)特定寄付金 広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金。
 - (3)特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金。
- 2 本規程における寄付金は、原則として金銭にて受領するものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、理事会において必要と認める額を必要な時期に使用するものとする。ただし、寄付金総額の50%以上を定款第5条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 3 一般寄付金を事業に充当する時期は、毎年度の収支予算において定めるものとする。

(特定寄付金の募集)

第4条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集方法、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下、募金目論見書という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付金額及び指定用途または公益目的事業に充当する割合、並びにその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他、必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、特定寄付金の支出が終了したときは、当該寄付金の支出に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄付金)

第8条 この法人は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄付金が次の各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。
 - (1)国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規程する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合。
 - (2)寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3)寄付金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合。
 - (4)前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 付則
- 1.本規定は、平成23年5月31日の理事会の決議をもって施行とする。
 - 2.本規程の改定は、理事会の決議にて定めるものとする。